

議案第 4 号

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の公布に伴い、条例中の関係規定を整理するため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）及び君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例

(君津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 君津市個人情報保護条例(平成9年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(君津市情報公開条例の一部改正)

第2条 君津市情報公開条例(平成16年君津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。